

## 第1回大和町総合教育会議 議事録

- 1 開催日時 平成27年6月26日(金) 午前9時から午前9時40分
- 2 開催場所 庁舎201会議室
- 3 議 題
  - (1)大和町総合教育会議の運営について
  - (2)「教育等の振興に関する施策の大綱」について
- 4 出席者  
浅野町長, 菊地委員長, 佐藤委員長職務代行者, 若生委員, 鎌田委員, 上野教育長
- 5 会議に出席した事務局職員  
総務課長, 同課長補佐(司会), 教育総務課長, 同課長補佐, 生涯学習課長
- 6 傍聴者 1名
- 7 会議の概要 以下のとおり  
司会: それでは, 第1回大和町総合教育会議を開会いたします。  
開会にあたりまして浅野町長よりあいさつを申し上げます。

町長(あいさつ): みなさんおはようございます。

本日は第1回大和町総合教育会議ということでご案内をさせていただいたところでございます。皆様方には大変お忙しいところ, お集まりいただきまして, ありがとうございます。

常日頃から皆様におきましてはそれぞれの立場で, 各種行政につきましてご協力を頂戴しておりこの場を借りて, 御礼を申し上げます。

さて, 本日の会議でございますけれども, このことにつきましては皆様ご承知のとおり, 昨年の6月に地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部が改正されまして, 本年の4月1日から施行されるということでございますけれども, 今回の改正に伴いまして, 地方公共団体の長は, 教育等の振興に関する施策の大綱の策定に関する協議等を行うために, 総合教育会議の設置が義務付けられたところでございます。

この法律の趣旨といたしましては, 町長と教育委員会の皆様との連携強化という風に思っておりますけれども, 大和町ではこれまでも教育行政におきましては, 大事な話につきまして, 委員皆様方との協力といいますか, 協議の中で進めさせていただいたところでございました。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

このような法律の改正ではございますけれども, このスタンスは, 今も申し上げましたとおり, 従来のスタンスと同じでございますので, 教育委員会の皆様と, これまで以上に緊密な連携をとった中で, 町の教育行政を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の会議につきましては, 本町の教育大綱作成に向けての会議ということになるわけでございますけれども, 委員の皆様からさまざまなご意見を頂戴いたしまして, そしてそのご意見を反映して行きたいと考えているところでございます。

限られた時間ということでございますけれども、よろしくお願ひ申し上げまして、開会のあいさつにさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会：本日の会議の進行についてご説明申し上げます。

法律では「会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める」とされております。従いまして本日の最初の議題は「総合教育会議の運営について」を最初の議題とさせていただきます。議長が決まるまでの間は、町長を仮の議長として議事を進行させていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

各委員：異議なし

司会：それでは町長、会議の進行をお願いします。

町長：それでは議長決定までの間、議題に沿って会議を進めさせていただきます。

最初に「議題1 大和町総合教育会議の運営について」を事務局説明願ひます。

総務課長：議題1 大和町総合教育会議の運営について説明させていただきます。

総合教育会議の趣旨については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正（平成26年6月20日公布／平成27年4月1日施行）され、地方公共団体の長（以下「町長」という。）は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとされました。また、大綱の策定に関する協議等を行うため、総合教育会議（以下「教育会議」という。）を設けること、とされたものです。

次に総合教育会議の効果につきましては、教育会議を設置することで、教育に関する予算の編成・執行や条例の提案等、重要な権限を有している町長が教育委員会と十分な意思疎通を図り、地方教育やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることができ、また、児童・生徒の生命又は身体に被害が生じた場合、又は被害が生じる恐れがある場合に迅速に対応することができるものです。

1の総合教育会議の位置付けと構成員につきましては、(1)教育会議は、町長と教育委員会の協議・調整の場であり、それぞれの執行権限に関して決定を行う機関ではなく、教育会議において調整が行われた事項については、それぞれが尊重義務を負うものです。

(2)構成員は、町長及び教育委員会とするものです。

(3)町長が教育会議を招集するものとされますが、教育委員会が必要と思料される場合は、町長に対して教育会議の招集を求めることができます。

2の協議・調整事項については、(1)大綱の策定に関する協議を行うことです。

(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策です。

(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の3項目です。

3の大和町総合教育会議の運営については、教育会議の運営に関し必要な事項は、教育会議が定めることとなっており、次頁のとおり運営要綱及び傍聴要領を定めるものです。

大和町総合教育会議運営要綱案についてですが、趣旨として第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、大和町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。です。

招集として第2条 町長は、会議を招集するときは、会議の開催日時、場所及び協議題を教育委員会に通知する。ただし、緊急を要する場合については、この限りではない。とするものです。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。とするものです。

会議の進行は、第3条 会議は、町長が議長となり、議事進行を行う。とするものです。会議の公開は、第4条 会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。とするものです。

議事録は、第5条 町長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、前条のただし書に定める場合は、この限りでない。とするものです。

事務局は、第6条 会議の事務局を、総務課に置く。とするものです。

雑則は、第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。とするものです。

附則として、この要綱は、平成27年6月26日から施行する。とするものです。以上が運営要綱です。

次に大和町総合教育会議の傍聴要領案ですが、趣旨として第1条 この要領は、大和町総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものです。

傍聴の届出は、第2条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は自己の住所及び氏名を傍聴人名簿に自署しなければならない。とするものです。

傍聴の制限は、第3条 傍聴席が満員となったときは傍聴を制限することができる。とするものです。

傍聴できない者は、第4条 次の各号の一に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 銃器、その他危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕及びかさの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害になるおそれのある器物等を携帯している者とするものです。

傍聴人の守るべき事項は、第5条 傍聴人は傍聴席にあるときは次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談話をしたり又は高笑をしたりして騒ぎ立てないこと。
- (3) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により町長の許可を得た場合は、この限りでない。

- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (6) 携帯電話その他の情報通信に関する機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。とするものです。

写真、ビデオ、映画等の撮影及び録音等の禁止は、第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ、映画等の撮影及び録音等をしてはならない。ただし、町長の許可を得た場合は、この限りでない。とするものです。

傍聴人の退場は、第7条 町長は、次の場合には、傍聴人に対してその行為を制止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人がこの要領に違反したとき
- (2) 会場の秩序を乱すおそれがあるとき
- (3) その他会議の運営上必要があると認めるとき

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたとき又は会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。とするものです。

係員の指示は、第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。とするものです。

附則として、この要領は、平成27年6月26日から施行する。ものです。以上でございます。

町長：只今の説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

各委員：異議なし

町長：よろしいですか、それでは議題1 大和町総合教育会議の運営については提案どおりとさせていただくこととして、これ以降は運営要綱に従い、私が「議長」として議事を進めさせていただきます。

それでは改めまして、挨拶申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、法改正が行われ教育会議の設置が義務付けられ町長と教育委員が意見交換をする場が設けられ、今までも意見交換は行っていましたが、公の場での意見交換が行われることは意義のあることと認識しております。また、意見交換できる貴重な場として期待しておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、次に議題2 教育等の振興に関する施策の大綱について事務局説明願います。

教育総務課長：議題の2番、教育等の振興に関する施策の大綱について説明をさせていただきます。資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

はじめにこの大綱を策定する理由でございます。総合教育会議の設置と同じく、地方教育行政の組織および運営に関する法律の一部改正に伴いまして、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるとされたものであります。

はじめに、大綱の定義でございます。大綱は地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針と定義されておるものでございます。

二番目に大綱の策定に関する基本的な考え方でございます。大綱の策定につきましては、地方公共団体において既に教育振興基本計画を定めている場合、その中の目標や施策の根本となる方針を大綱と位置づけることができるものとされているところでございます。本町の教育振興基本計画につきましては、本年3月におきまして教育委員会で策定させていただいたところでございまして、子どもであるとか、社会を取り巻く環境は、直近の状況を考慮しております、十分に大綱として位置づけが可能であるという風に考えておるところでございます。教育振興基本計画の目標や、施策の根本となる方針を土台としつつ、この会議、総合教育会議におきまして同意をいただきまして、策定をしたいという風に考えておるところでございます。

次に3の大綱の体系案でございますが、8頁の方をご覧くださいと思います。資料1という形で提示させていただいております大変細かくて申し訳ございませんが、大綱の体系案につきましては、大和町の第四次総合計画とあわせまして、宮城県の教育振興基本計画、この2つの計画を上位計画といたしまして、大和町教育振興基本計画を土台としたものでございます。この資料では左側に記載の大和町教育振興基本計画、それから右側に記載の大和町教育等の振興に関する施策の大綱体系案、この対応関係を示したものであります。

資料の右側の部分をご覧くださいと思いますが、大綱の体系案といたしまして、基本概念、基本方針、基本目標という3つの目標を掲げてございます。

基本概念につきましては、大和町教育振興基本計画に掲げます、目指す姿を位置づけたものでございます。既に皆様ご承知のこととは思いますが、美しい自然とその恵みに抱かれ、子供たちが健やかな心身と学力を身につけ、志をもち生き、大人は子供たちとかかわり、正しく生きる力をはぐくむ、町民は生涯を通じて学び、健康で豊かに生きるという文言になってございます。

次に4つの基本方針でございますが、こちらは同じく教育振興基本計画に掲げます、4つの目標を位置づけたものでございます。読み上げさせていただきます。

- 1、夢と志、学び続ける力をはぐくみ、生きる力をはぐくむ教育を推進する。
- 2、やさしさとたくましさを備え、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進する。
- 3、豊かな教育環境を活かし、学校、家庭、地域の教育力の充実を図る。
- 4、生涯にわたる学びと豊かな芸術文化、生涯スポーツの推進を図る。

の4項目でございます。

最後に基本目標でございます。6点でございますが、同じく教育振興基本計画に掲げます、施策の基本方向を基本目標という位置づけにしておるものでございます。

- 1、学ぶ力と自立する力の育成
- 2、豊かな心と健やかな体の育成
- 3、学校運営の改善と教職員の資質の向上
- 4、信頼され、魅力ある教育環境づくり
- 5、家庭、地域、学校が共同して子供を育てる環境づくり
- 6、生涯学習の推進と体制の確立

の項目でございます。大綱の体系案につきましては以上でございます。

7頁の方にお戻りいただきたいと思います。4番の大綱の策定スケジュール予定でございますが、本日皆様からご意見を頂戴いたしまして、大綱案の調整を行いまして、9月に開催を予定しております、第2回の会議におきまして、大綱案を、具体的にお示しをしたいという風に考えております。その案の協議が整った段階で、9月下旬を目処に、大綱を決定する方向でスケジュールを想定しているところでございます。大綱の策定につきましての説明は以上となります。よろしく申し上げます。

町長：只今の説明についてせっかくの機会ですので、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。それでは鎌田委員申し上げます。

鎌田委員：大和町第四次総合計画と宮城県教育進行基本計画、大和町教育振興基本計画がしっかりと連動しており、この新しい大綱を策定しておられるので、しっかりとしたものになっていると思います。

町長：ありがとうございます。次に佐藤委員長職務代行者に申し上げます。

佐藤委員長職務代行者：内容については基本計画、只今説明を頂いた内容で良いと思います。ただ今頃になって質問で大変申し訳ないのですが、目標2のやさしさとたくましさ、基本方針のやさしさとたくましさ、ひらがなになっているのですが、これ何か意味あったのでしょうか、私ちょっと記憶がちょっと消えたのですが、あえてひらがなになっている。やさしさとたくましさっていうのを、まず基本方針の目標2の中に、基本方針も2番にひらがなであるのですが、ひらがなにしたいという何か意図的なところがあったのかどうか、私の記憶が消えたのかもしれないのですが、ほかは全部、たとえば目標1の夢のところとか、漢字でそろえてあるところが、何かの意図でひらがなにしたいのか、すいませんが説明の方よろしく申し上げます。

教育総務課長：只今、策定時の書類が手元に無いのですが、上位計画として県の教育振興基本計画あったものですから、そのあたりから持ってきている部分もございますので、あるいはそこから文言をそのまま引用したということがあったかもしれないです。

また、やさしさとたくましさ、やさしさという観点からすると、このひらがなにするとやさしさというのが伝わる、そういった内容だったかなと思います。

佐藤委員長職務代行者：ちょっと今並比的に気になったものですから。

町長：その確認を次回の会議まで申し上げます。やさしさっていうのはひらがなの方がやさしい感じになる。また、たくましさというのは、やさしさの中にたくましさがあるという感覚ですか。

教育総務課長：県の教育振興基本計画もひらがなだったと思います。町の総合計画のほうもやさしさというのは確かにひらがな使っておりました。なお、確認いたします。

町長：それでは若生委員お願いします。

若生委員：はい、只今お二人の委員と同じ意見となりますが、町の第四次総合計画及び県、町の教育振興基本計画と整合しており、大綱体系の案は大変良いものとなっていると考えております。

町長：ありがとうございます。次に菊地委員長お願いします。

菊地委員長：はい。大和町教育振興基本計画については、大変構造的に組み立てをした計画となっておりまして、大変わかりやすいなというような印象でした。

それをベースに総合教育会議の大綱ができてくるということでございますので、これからの決定になりますけども、現在の教育振興基本計画の方針を踏襲しているということの説明でしたので、大変よろしいのではないかと思います。

町長：ありがとうございます。次に教育長お願いします。

上野教育長：はい、今お話があったとおり、大和町教育振興基本計画を大綱のベースにして策定して頂けるとのことで、この教育振興基本計画も非常によく吟味しながら作られたものでしたので、大綱としての位置づけにこれが生かされれば大変ありがたいと思います。以上です。

町長：大和町教育振興基本計画は、委員の皆様にもいろいろと、ご検討を頂きながら策定して頂きましたので、このような立派なものが出来ております。これを基本ということで皆様のご意見を加えて策定して参りたいと思います。

他に意見はございませんか。

各委員：無しの声あり。

町長：本日の議題は以上ですが、その他事務局何かありますか。

教育総務課長：それでは私のほうから、教科書の採択にかかわる基本方針ということで若干ご説明をさせていただきたいと思います。教科書の採択につきましては、委員の皆様ご承知のとおり、これまでも法令や文科省からの通知によりまして、適正に行って来たところでございます。

大和町においては、仙台地区の協議会に加入しており、その中の一員として地区として採択

をしているところでございまして、最終的には教育委員会が承諾を行う形式になっているところでございます。

今年度はご承知のとおり、中学校の教科書の採択の年でございます。今回は宮城県におきまして、「教科書の採択の基本方針」というものを定めたところでございます。

こちらを県内全域の公立小中学校と県内各市町村教育委員会の方に通知をいただいたところでございます。こちらの方で基本方針5点を示されておりますので、こちらを読み上げて説明とさせていただきたいと思っております。

前文でございますけれども、教科書は教育課程の構成に応じて、組織、配列された教科の主たる教材としてすべての児童生徒が用いるものであり、教育上極めて重要な意味を持つことを踏まえ、下記の方針により別に定める採択基準等に基づいて教科書の採択にあたるものとする。

記といたしまして、1 教育基本法や学校教育法に示された教育の目標を踏まえるとともに、学習指導要領の掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科書を採択すること。

2 宮城県教育振興基本計画で示された、「目指す姿」等を踏まえるとともに、各採択地区の自然や文化等の諸条件及び学校の特色や実態を考慮して、児童生徒に適した教科書を採択すること。

3 採択の手続き等は法令等の趣旨や内容にもとづいて適切に進めるとともに、教科書の十分な調査研究の成果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。

4 教科書の選定においては、保護者等の意見が反映されるよう配慮し、開かれた採択の推進につとめること。

5 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。ということになってございます。

この方針につきましては、県で開かれました宮城県教科書図書選定審議会の諮問事項として、審議を行い決定されたものとなっております。

本日、教育委員会終了後に、教科書選定のため、委員の皆様には富谷町の方へ行って頂いて、見て頂きます。それから後日、2日間教科書の選定協議会という形で、教科書をその場でご覧いただくという場も設けておりますのでこの基本方針に則り、選択作業を進めて頂ければというところでございます。

なお、この総合教育会議におきまして、この教科書の選択にかかわる基本方針について、町長と委員の皆様が意見交換を行うことが、できるとせっかくの機会でございますのでご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

町長：この件につきまして、ご意見等がありましたらお願いします。

各員：意見なし

町長：他に協議事項は何かありますか。

事務局：ありません

町長：それでは、閉会といたします。本日は大変お忙しいところありがとうございました。非常に実りのある会議にしていきたいと考えております。次回 9 月予定の会議もよろしくお願いいたします。それでは事務局よろしくお願いいたします。

司会：それでは閉会といたします。閉会の挨拶を菊地教育委員長お願いします。

菊地委員長：それでは閉会のご挨拶を申し上げます。第 1 回目の大和町の総合教育会議ということで、浅野町長さんと教育委員の皆様が親しく協議し、決定の会議ではございませんけれども、こういう会議が町長さんとですね、行政の長である町長さんと教育に関する諸問題につきまして、いろいろ協議をする場がはじめて設けられたということで大変意義があるのではないかと考えております。

そのようなことで、今回の第 1 回につきましては大綱の策定に関するひとつのスケジュールというのが示されましたけれども、大和町の教育振興計画ベースにて策定して頂く、その方針については大変よろしいのではないかと結論でした。

我々はいかに各学校に大綱で定めた教育目標を具現化していくだとか、社会教育もそうですけども、大局からではございますが、これからもさまざまな諸問題につきまして、協議していける大変良い会議にしていきたいという風に感じております。以上をもちまして挨拶とさせていただきます。

司会：本日は意見交換ありがとうございました。第 2 回目の教育会議の日程につきましては改めて各委員の皆様にお知らせいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして第 1 回大和町総合教育会議を終了いたします。皆様大変お疲れさまでした。

以上